

利用者負担額(保育料)の算定等に伴う世帯状況申告書

舞鶴市長 様

令和 年 月 日

申請者 住 所 舞鶴市

氏 名

(印)

電話番号 () —

利用者負担額(保育料)の算定および副食費の徴収免除対象の適否確認のため、下記児童の世帯状況を申告します。また、所得内容の調査にあたっては、市民税課税台帳等の閲覧に同意します。

児童氏名			
生年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
保育施設名			

世帯の状況(該当する番号に○をつけてください)

1 ひとり親家庭である → 該当する場合、以下についても該当するものに○をつけてください

婚姻歴 → (あり ・ なし)

児童扶養手当 → (受給 ・ 受給停止 ・ なし)

その他の受給 → (遺族年金 ・ 障害年金 ・ ひとり親医療助成 ・ なし)

2 同居家族に身体障害者手帳の交付を受けた者がいる (手帳所持者氏名:)

3 同居家族に療育手帳の交付を受けた者がいる (手帳所持者氏名:)

4 同居家族に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる (手帳所持者氏名:)

5 同居家族に特別児童扶養手当の受給対象児童がいる (対象児童氏名:)

6 同居家族に障害基礎年金等の受給者がいる (受給者氏名:)

7 幼稚園または認定こども園(1号認定)に入園している児童がいる
(施設名: 児童氏名:)8 特別支援学校幼稚部、障害児入所施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所している児童がいる
(施設名: 児童氏名:)

9 児童デイサービスを利用している児童がいる (児童氏名:)

10 18歳未満(4月1日現在)の子どもを3人以上、扶養している(上記児童も含める)

- ・この申告書は、0～2歳児の利用者負担額(保育料)の算定および3～5歳児の副食費の徴収免除対象者抽出のためにご提出いただくものです。
- ・この申告書は、毎年度提出していただく必要があります。ただし該当する項目がない場合、提出は不要です。
- ・申告書の提出がないと、保育料の減免および副食費の徴収免除ができないことがあります。
- ・副食費が徴収免除となるのは、就学前児童の中で3子目以降の児童またはD2①階層以下の世帯の児童です。ただし、1～6に該当する世帯は、副食費の徴収免除がD5①階層以下まで拡大されます。
- ・1～6に該当する場合、D5①階層以下の世帯の保育料が軽減となります。
- ・7～9に該当する児童がいる場合、就学前児童の中で2子目の保育料が半額となり、3子目以降の保育料が無料となります。
- ・10に該当するD11階層以下の世帯は、18歳未満の中で3子目以降の児童について保育料が無料となり、副食費が徴収免除となります。
- ・1の未婚に該当する場合、寡婦(夫)控除のみなし適用を行います。みなし適用によっても保育料が減免とならないことがあります。また、児童扶養手当及びその他の受給がない場合、保育料が減免とならないことがあります。
- ・2～4に該当する場合は手帳の写し、5に該当する場合は手当証書の写し、6に該当する場合は年金証書の写しを添付してください。
- ・7～9に該当する場合、市から各施設へ確認をさせていただくことがあります。
- ・世帯状況等に変更があり、軽減理由に該当しなくなった場合は速やかに申し出てください(申し出されずそのままにされますと、後日、追徴させていただきます)。